

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和八年二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

株式会社 ニッショク	登録検査 機関の 名称	
	追加	変更内容
田原 靖万	氏 名	変更の あった 農産物 検査員
玄米	農産物検査を行う 農産物の種類	
令和八年二 月一三日	変更 年月日	